

# 第1回山形県津波災害警戒区域等 指定基準策定検討会議 資料

資料－1 本県の津波防災対策及び津波防災地域づくりに関する法律の概要について

資料－2 本会議の目的及び検討の主な論点について

資料－3 今後の進め方について

平成29年9月4日

山形県環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課

本県の津波防災対策及び  
津波防災地域づくりに関する法律の概要について

# 本県の津波防災対策について(東日本大震災以降)

	国	県	市町
平成22年度	東日本大震災発生		
23年度	津波防災地域づくりに関する法律 公布	津波浸水域予測図作成 (法に基づかない暫定的なもの)	
24年度		津波シミュレーションCG、 パンフレットの作成・配付	津波ハザードマップの作成
25年度		津波警戒表示板の 設置	津波避難路、 避難誘導案内標識の設置
26年度	日本海側における 統一的な津波断層モデル 公表		
27年度		法に基づく 津波浸水想定の設定、公表 【想定結果】 ・津波最高水位 16.3m(最大) ・津波到達時間(+20cm) 11分~1分未満(最短)	
28年度		津波シミュレーションCG、 パンフレットの作成・配付  津波避難計画策定指針策定	津波ハザードマップの作成、見直し  津波避難路、 避難誘導案内標識の設置

※津波避難訓練は毎年度実施

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

## 概要

### 基本指針（国土交通大臣）

#### 津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

#### 推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

#### 特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の  
容積率規制の緩和

都道府県による  
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災  
拠点市街地形成施設に関する  
都市計画

#### 津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

#### 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

# 津波防災地域づくりに関する法律の概要 (津波防災地域づくりのイメージ)

出典:国土交通省資料



浸水が防止される区域

浸水が防止される区域

津波防護施設 (閘門)

指定津波防護施設 (既存道路)

避難路 避難場所(高台)

津波防護施設 (兼用工作物)

宅地の嵩上げ

津波避難ビル

津波避難ビルタワー

砂浜

津波避難タワー

津波浸水想定

**津波災害警戒区域 【イエローゾーン】**

- 警戒避難体制の整備 (避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等)
- 市町村による津波ハザードマップの作成 等

**津波災害特別警戒区域 【オレンジゾーン】**

- ①病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上
- ②病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

**津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域 【レッドゾーン】**

住宅等の居室等の全部が津波の水深以下

住宅等の居室等の一部が津波の水深以上

海岸堤防 砂浜

都道府県知事は、津波から「逃げる」警戒避難体制の整備のため、**津波災害警戒区域(イエローゾーン)**を指定できます。

## 津波災害警戒区域の指定における手続き

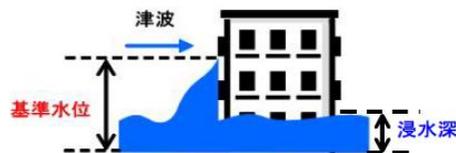
都道府県知事が、**津波浸水想定**(最大クラスの津波により浸水するおそれのある区域及び想定浸水深)を設定、公表



都道府県知事は、**津波浸水想定**を踏まえ、

○**津波災害警戒区域**

○**基準水位**(想定浸水深に建築物等への衝突によるせき上げを考慮した水位)を検討



## 関係市町村長への意見聴取



都道府県知事が、

○**津波災害警戒区域**及び**基準水位**を公示

○公示事項の記載図書を関係市町村へ送付

## 津波災害警戒区域の指定による効果

- ①市町村は、警戒区域ごとに、**市町村地域防災計画**に以下の事項を定めます。
  - 津波に関する情報収集等や予警報の発令伝達
  - 避難施設・避難経路、避難訓練の実施に関する事項
  - 避難促進施設(地下街、社会福祉施設、学校、医療施設等)
- ②市町村は、**津波ハザードマップ**を作成します。
- ③市町村は、**避難施設を指定**したり、管理協定を締結し民間施設の避難用部分を管理することができます。
- ④津波避難建築物に対し、防災備蓄倉庫等の容積率が緩和されます。(推進計画が必要)
- ⑤市町村地域防災計画に定める**避難促進施設(社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等)の所有者等**は、**避難確保計画の作成**や**避難訓練**を実施します。
- ⑥市町村長は、避難促進施設の所有者等から、**避難確保計画及び避難訓練の報告**を受け、それに対し**必要な助言・勧告の権限**が付与されます。
- ⑦宅建業法上、取引時に、警戒区域についての説明を受けることができます。(重要説明事項)

# 津波防災地域づくり法の概要(津波災害特別警戒区域の指定)

出典:国土交通省資料

都道府県は、**高齢者、障害者、乳幼児の施設等**について、**津波による倒壊を防ぎ、居室に避難できるようにするため、建築・開発行為を規制する津波災害特別警戒区域の指定**ができます。

## 津波災害特別警戒区域の指定における手続き

都道府県知事が、津波災害警戒区域内で、**津波災害特別警戒区域**の指定を検討

(制限用途)

- ①政令で定める社会福祉施設、学校、医療施設
- ②市町村の条例で定める用途  
(条例を定める際、都道府県知事との協議、同意が必要)

関係市町村長への意見聴取

特別警戒区域指定案の公告縦覧  
(住民及び利害関係人による意見書提出)

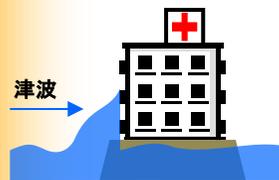
都道府県知事が、  
○**津波災害特別警戒区域を公示**  
○公示事項の記載図書を関係市町村へ送付

海岸保全施設、津波防護施設の整備等で、津波災害特別警戒区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは指定を解除

## 津波災害特別警戒区域の指定による効果

特別警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児等の津波から逃げるのが困難な者が利用する**社会福祉施設、学校、医療施設の建築・開発行為**について、**居室の床面の高さが基準水位以上である等、津波に対し安全な構造とすることが義務化**されます。

### 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)



- ①病室等の居室の床面の高さが基準水位以上
- ②病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

市町村長は、**条例により**、円滑な避難の確保が困難な**上記以外の用途の施設に係る建築・開発行為**について、上記と同様の規制を適用できます。

### 津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域(レッドゾーン)

住宅等の居室の全部が津波の水深以下



住宅等の居室の一部が津波の水深以上

# 津波防災地域づくり法の概要(津波災害警戒区域と津波災害特別警戒区域)

区 分	津波災害警戒区域	津波災害特別警戒区域
<p>区域の考え方</p>	<p>最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、<u>いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予警報の発令・伝達、避難訓練の実施、避難場所等の確保、津波ハザードマップ及び避難促進施設※<sub>1</sub>に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行う区域</u></p>	<p>警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、<u>防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、一定の建築物(制限用途※<sub>2</sub>)の建築とそのための開発行為に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全なものとすることを求める区域</u></p>
<p>区域の指定</p>	<p><u>津波浸水想定を踏まえ</u>、知事が指定</p>	<p><u>津波災害警戒区域内から</u>、知事が指定</p>

避難促進施設※<sub>1</sub>及び制限用途※<sub>2</sub>については次ページ参照

# 津波防災地域づくり法の概要(避難促進施設※<sub>1</sub>と制限用途※<sub>2</sub>)

区分	避難促進施設	制限用途
区域指定の効果	津波災害警戒区域において避難確保計画の作成等が必要	津波災害特別警戒区域において建築・開発行為が制限
施設の種類	<p>次のうち、市町村地域防災計画に定められたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下街等</li> <li>・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設</li> <li>・保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)</li> <li>・児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童遊園を除く。)</li> <li>・障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子健康センター</li> <li>・その他これらに類する施設</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校、専修学校(高等課程を置くものに限る。)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、助産所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。)</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用に供する施設</li> <li>・保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く。)</li> <li>・児童福祉施設(母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。)</li> <li>・障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・母子健康センター(妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。)</li> <li>・その他これらに類する施設</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・特別支援学校</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、助産所(妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。)</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の条例で定める区域内における市町村の条例で定める用途</li> </ul>

# 本会議の目的及び検討の主な論点について

# 「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」の目的(1)

## 1 設置目的

本県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定に向けて、指定の公平性と透明性を図るため、県で統一した指定基準を策定することとしている。

区域が指定された場合は、津波からの警戒避難体制の整備や一定の建築行為及び開発行為が制限されることとなるため、指定基準の策定に当たり、関連する機関の意見を調整する必要がある。

そのため、警戒区域を指定する県の関係部局や、津波防災地域づくりの主体的な役割を担う沿岸市町などで構成する「津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」を設置し、県及び沿岸市町等関係機関の意見を踏まえた指定基準を策定していくことを目的とする。

## 2 会議の目的

- (1) 津波災害警戒区域等指定基準の策定
- (2) 上記(1)に係る関係機関の意見調整
- (3) その他必要な事項

# 「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」の目的(2)

## 3 構成

会議は、警戒区域を指定する県の関係課、具体の施策を実施する沿岸市町及び避難判断の基礎となる気象情報を提供する山形地方気象台で下表のとおり構成する。

	所 属 ・ 職 名
1	山形地方気象台 防災管理官
2	山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局 危機管理課長
3	山形県県土整備部 参事(兼)河川課長
4	同 管理課長
5	同 都市計画課長
6	同 空港港湾課長
7	同 建築住宅課長
8	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課 防災安全室長
9	同 建設部 道路計画課長
10	同 建築課長
11	鶴岡市市民部 防災安全課長
12	酒田市総務部 危機管理課長
13	遊佐町 総務課長

# 「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」の目的(3)

## 4 監修について

構成は上記(1)のとおりとするが、津波防災に関する知見からのアドバイスは必要であるため、津波防災に関する学識経験者として東北大学災害科学国際研究所 今村文彦所長の監修を受けることとする。

## 5 国土交通省(東北地方整備局、酒田港湾事務所)等との意見調整

指定基準の策定にあたり、国土交通省(東北地方整備局、酒田港湾事務所)等と随時協議を行っていく。

## 6 福祉、医療、教育関係部局との意見調整

福祉、医療、教育関係施設は、区域指定後に避難確保計画作成や施設の建築行為及び開発行為が制限される場合があるため、区域指定後に必要となる福祉、医療、教育関係機関の対応について、別途県関係課に説明する機会を設ける。

# 「山形県津波災害警戒区域等指定基準策定検討会議」の目的(4)

## 7 津波災害警戒区域等指定基準の構成(案)

- (1) 基準策定の目的
- (2) 津波防災地域づくり法の概要
- (3) 山形県津波浸水想定・被害想定調査結果の概要
- (4) 津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定基準
  - ① 津波災害警戒区域(イエローゾーン)とは
  - ② 区域の指定基準
  - ③ 区域の変更(解除)に関する要件
  - ④ 区域の指定手続き
  - ⑤ 区域指定後の対応
- (5) 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン・レッドゾーン)の指定基準
  - ① 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン・レッドゾーン)とは
  - ② オレンジゾーンの指定基準
  - ③ レッドゾーンの検討の流れ
  - ④ 区域の変更(解除)に関する要件
  - ⑤ 区域の指定手続き
  - ⑥ 区域指定後の対応
- (6) その他

# 今後の主な論点

## 1. 警戒区域のバッファゾーンについて

- ① 津波災害警戒区域(イエローゾーン)を津波浸水想定(浸水域)と一致させるか、町丁目・字界等を考慮してバッファゾーンを設けるようにすべきか。
- ② 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン・レッドゾーン)を設定する際にも同様に、バッファゾーンを設定すべきか。

## 2. 警戒区域の範囲

- ① 警戒区域の指定は、メッシュ単位とすべきか、スムージングをすべきか(浸水域の境界線が複雑な部分は、スムージングする等の作業を行うべきか)。
- ② 浸水域で基準水位が算定されていないメッシュ部分の取扱い(バッファゾーンとして警戒区域の指定をすべきか)。

## 3. イエローゾーン・オレンジゾーンの閾値

指定基準を策定した静岡県では、オレンジゾーンの閾値を基準水位2.0mとしている。

- ① 今後の指定基準検討の方向性として、静岡県と同様に、基準水位の絶対値を閾値とすることは妥当か。
- ② 閾値を決める場合、どのような事項について検討すべきか。

## 今後の進め方について

# 今後の進め方(津波災害警戒区域等の指定に係る全体スケジュール)

平成29年度

津波災害警戒区域指定に向けた調整

- 1 津波災害警戒区域等指定検討会議設置
  - ・津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定基準等作成

平成30年度～

調整が整った沿岸市町から、津波災害警戒区域指定

- 【調整が整った市町】
- ・津波災害警戒区域指定に係る図面作成
  - ・住民説明会開催

平成31年度～

津波災害特別警戒区域指定の検討

- 【調整が整った市町】
- ・津波災害特別警戒区域指定に係る図面作成
  - ・住民説明会開催

## 2 津波災害警戒区域指定により生ずる市町の事務について沿岸市町と調整

### 【市町の事務】

- ・市町村地域防災計画への津波警戒避難体制に関する事項記載
- ・基準水位を記載した津波ハザードマップ作成
- ・指定避難施設の指定（管理者の同意による津波避難ビル指定）

## 3 津波災害警戒区域指定により生ずる関係機関の事務について関係機関と調整

### 【関係機関の事務】

- ・宅建業法の重要事項説明（宅地建物取引業協会等との調整）
- ・避難確保計画作成、避難訓練実施（社会福祉施設、学校、医療機関（避難困難者利用施設）との調整）
- ・関係機関を所管する県庁内関係各課との調整 など

# 今後のスケジュール(検討会議のスケジュール)

第1回会議 平成29年9月4日

- ①これまでの津波防災対策及び津波防災地域づくり法の概要
- ②本会議の目的及び検討の主な論点
- ③今後のスケジュール



第2回会議 平成29年11月頃  
・指定基準の素案について

市町等へのデータ提供依頼  
(都市計画基本図、DM等)



公共施設等の状況  
調査



第3回会議 平成30年1月頃  
・指定基準の案について



平成30年3月 津波災害警戒区域等指定基準策定

国土交通  
省等との協  
議  
(随時)